平成２３年（フ）第１４２０号
福岡県春日市昇町５丁目175番地フローライン昇町Ｃ202号
債務者　石橋　佳明
1　決定年月日時　平成23年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４６３号
福岡市中央区大宮１丁目７番23号
債務者　下園　吉明
1　決定年月日時　平成23年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４６８号
福岡市東区若宮２丁目21番３―403号
債務者　氷室　晶子
1　決定年月日時　平成23年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４７２号
福岡市南区大楠１丁目６番１号
債務者　吉武　涼子
1　決定年月日時　平成23年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５０３号
福岡市東区馬出２－２－41Ｄｕｏ県庁前306号
債務者　栗山マサ子
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３１号
大分県日田市大字十二町30番地１
債務者　大坪　直三
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２３年（フ）第７８号
鹿児島県薩摩川内市大王町１番９号、前住所熊本県八代市袋町５番７号
債務者　福山めぐみ
1　決定年月日時　平成23年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第８０号
鹿児島県出水市高尾野町柴引3275番地　柴引団地68号
債務者　松尾さおり（旧姓冨吉）
1　決定年月日時　平成23年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第２９号
北海道日高郡新ひだか町静内中野町３丁目47番地の７
債務者　白井　浩美（旧姓笹村）
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２３年（フ）第３０号
北海道浦河郡浦河町常盤町86番地
債務者　船越谷津恵子（旧姓小倉）
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２３年（フ）第２７０号
山梨県甲斐市竜王1318番地
債務者　奥石　夕香
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２２９号
長崎県長崎市三原２丁目12番36号、旧住所長崎県長崎市三原２丁目１番10号
債務者　伊津野良雄
1　決定年月日時　平成23年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２３０号
長崎県長崎市三原２丁目12番36号、旧住所長崎県長崎市三原２丁目１番10号
債務者　伊津野政美
1　決定年月日時　平成23年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３８２号
千葉県八街市八街へ199―1292　グッドライフ八街寮、住民票上の住所千葉県松戸市小金原６丁目13番地　小金原団地19棟203号
債務者　高田　慶広
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第４０４号
千葉県松戸市常盤平３丁目６番地の５　メルヴェール常盤平205号
債務者　新垣　政昭
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第４１５号
千葉県松戸市新作581番地の１
債務者　白坂　真理
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第４１８号
千葉県松戸市常盤平４丁目16番地　常盤平公団住宅Ｅ街区16棟401号
債務者　森川　　慎
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部